

お客様各位

中央労働金庫

財形貯蓄規定の一部改定のお知らせ

いつも格別のお引き立てをいただき、誠にありがとうございます。

当金庫では、2013 年 1 月 1 日から復興特別所得税が適用されることに伴い、現行税率が表示されている財形住宅規定および財形年金規定について、下記のとおり改定いたしましたので、ご案内申し上げます。

記

1. 財形住宅

新	旧
<p>9. (税額の追徴)</p> <p>この預金の利息について、次の事由に該当したときは、非課税の適用が受けられなくなるとともに、すでに非課税で支払った利息（継続時元加利息および住宅の取得等の払戻しの際に支払った利息）についても 5 年間（その間に全額支払のある場合はその支払日の翌日まで）にわたり溯って 20.315%（国税 15.315%、地方税 5%）の税率により計算した税額を追徴します。ただし、預金者の死亡、重度障害、その他法令に定められた事由による払戻しの場合は除きます。</p>	<p>9. (税額の追徴)</p> <p>この預金の利息について、次の事由に該当したときは、非課税の適用が受けられなくなるとともに、すでに非課税で支払った利息（継続時元加利息および住宅の取得等の払戻しの際に支払った利息）についても 5 年間（その間に全額支払のある場合はその支払日の翌日まで）にわたり溯って 20%（国税 15%、地方税 5%）の税率により計算した税額を追徴します。ただし、預金者の死亡、重度障害、その他法令に定められた事由による払戻しの場合は除きます。</p>

2. 財形年金

新	旧
<p>7. (税額の追徴)</p> <p>この預金を解約する場合は、非課税の適用が受けられなくなるとともに、解約日が年金支払開始日以後 5 年未満であれば、すでに非課税で支払った利息についても 5 年間にわたり溯って 20.315%（国税 15.315%、地方税 5%）の税率により計算した税額を追徴します。ただし、預金者の死亡、重度障害、その他法令に定められた事由による払戻しの場合は除きます。</p>	<p>7. (税額の追徴)</p> <p>この預金を解約する場合は、非課税の適用が受けられなくなるとともに、解約日が年金支払開始日以後 5 年未満であれば、すでに非課税で支払った利息についても 5 年間にわたり溯って 20%（国税 15%、地方税 5%）の税率により計算した税額を追徴します。ただし、預金者の死亡、重度障害、その他法令に定められた事由による払戻しの場合は除きます。</p>

以上